

## 【主な施策】

### ・住宅のバリアフリー化の促進〔福祉改革推進事業〕〔福祉保健局〕

高齢期においても住み慣れた住まいを安心して暮らし続けられるよう、区市町村が高齢者のいる世帯を対象に行う住宅改修を支援します。

### ・住宅のバリアフリー化の促進〔都市整備局〕

都内のバリアフリー住宅の整備及び普及の促進を図るため、「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の運営を支援するとともに、マンションや賃貸住宅のバリアフリー化の推進に向けた支援を行います。

### ・高齢者向け優良賃貸住宅の供給〔都市整備局〕

都民に対し、バリアフリー化された良質な高齢者向けの民間賃貸住宅等の供給を促進するため、区市町村が実施する整備を支援するほか、入居者の所得に応じた家賃補助を行います。

### ・シルバーピア（高齢者集合住宅）事業〔福祉保健局〕

一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した公的集合住宅等に生活援助員等を配置し、高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ります。

### ・高齢者円滑入居賃貸住宅等の登録・閲覧制度〔都市整備局〕

高齢者が入居可能な住宅を探しやすくするため、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅（高齢者円滑入居賃貸住宅）の登録に加え、平成17年度から専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅（高齢者専用賃貸住宅）の登録を開始し、それらの情報を広く提供します。

### ・高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」〔都市整備局〕

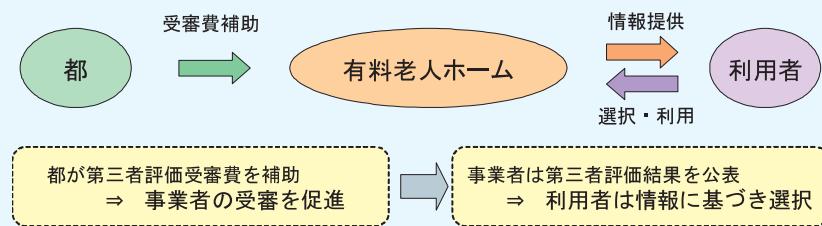
保証人がいないなどの理由により民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者等が円滑に入居できるよう、見守りサービス、葬儀の実施、残存家財の片付けを利用者の費用負担により実施します。

### ・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）の質の確保〔福祉保健局〕

都民が安心して有料老人ホームを利用できるよう、都が作成した有料老人ホームに関する運営指針に基づき、事業者の協力を得ながら質の確保と利用者保護を図ります。

### ・有料老人ホームあんしん支援事業【新規】〔福祉保健局〕

都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう、福祉サービスの第三者評価の受審を促進し、「正確な情報・比較できる情報」を提供する仕組みを構築します。



### ＜養護老人ホーム・ケアハウス＞

養護老人ホームにおいても、入所者自身の意思の尊重と能力の活用によって、多様な選択肢のある、生きがいの持てる暮らしの実現が大切です。

養護老人ホームの入所待機者は、昨今、減少傾向にありますが、低所得で身寄りがないなどの高齢者は依然として存在します。

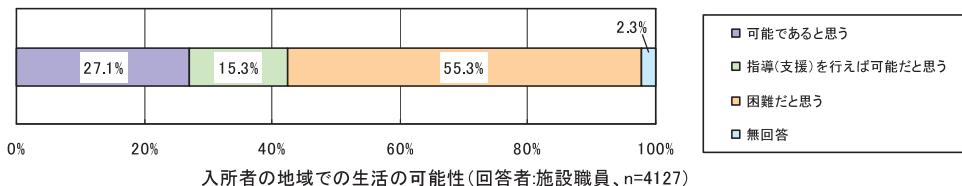
現在の養護老人ホームの利用者や待機者の中には、住宅の確保などの適切な支援があれば、地域での暮らしが可能になると思われる人が半数程度存在していることも都の調査で明らかになってきました。（下図参照）

これらの状況を踏まえ、これから養護老人ホームでは、入所者の尊厳の保持の観点からも、入所者一人ひとりの個別性に配慮した支援マネジメントの実施を促進していく必要があります。

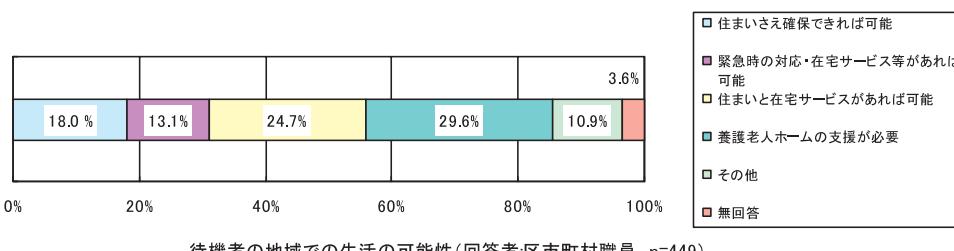
都は、養護老人ホームにおける個別性に配慮した支援マネジメントの技法に関する情報提供を行うとともに、高齢者の地域における住まいの確保策として、「住まい」、「緊急時の対応」、「在宅サービス」などの機能を有するケアハウスの活用等について検討していきます。

### 地域生活の可能性（東京都福祉保健局高齢社会対策部「養護老人ホームのあり方に関する提言」（平成16年8月））

養護老人ホーム入所者について、地域で自立した生活を送ることの可能性は、「可能であると思う」は27.1%、「ホームで指導（支援）を行えば可能と思う」が15.3%と、自立可能な人も少なくないことを示しています。（回答者：施設職員）



待機者について、「住まい」や「在宅サービス」、あるいは、その両方が確保されれば地域で暮らしていくとの回答の合計が過半数を占めており、潜在的には地域生活の可能性も大きいことがうかがえます。（回答者：区市町村職員）



## 第5節 安全・安心の確保

高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることなく、安心した生活を送っていくためには、高齢者自身やその家族の日常生活における注意とあわせて、地域における見守りや緊急通報、防犯などの日常生活上の不安を取り除く体制を構築していくことが重要です。

また、近年、高齢者の交通事故が増加傾向にあることから、交通安全への取組を強化することや、社会的にも大きな問題となっている高齢者を対象とする悪質商法などからの保護などの対策も必要です。

都は、引き続き、区市町村や関係機関等と連携を図り、安全で安心できる生活の確保に向けた仕組みの構築に努めています。

### 1 見守りのネットワーク

これまで都は、区市町村及び東京消防庁と一体となって、緊急通報システムや火災安全システムなどの運営を通して、高齢者の生活の安全の確保を図るとともに、一人暮らし等の高齢者が安心して生活を続けられるよう、地域における見守りや声かけのネットワークづくりを進めてきました。

今後とも、行政、医療機関、民生・児童委員などの多様な地域資源の有機的な連携により、地域の実情に応じた高齢者への見守りネットワークの充実に取り組んでいきます。

なお、高齢者自身が、学童の登下校時の見回りなどの安全で安心なまちづくり活動に参加するなど、地域における諸活動の担い手として積極的な役割を果たしていくことが望まれます。

#### 【主な施策】

##### • 高齢者安心電話事業〔福祉保健局〕

各種の心配ごとや悩みごとに対して、情報提供を主とした相談に応じます。

##### • 緊急通報システム〔福祉保健局・東京消防庁〕

一人暮らし高齢者等が家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の緊急通報装置で東京消防庁等に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな救助を行います。

##### • 高齢者火災安全システム〔福祉保健局・東京消防庁〕

寝たきり高齢者や高齢者のみ世帯などに専用通報機等を設置し、火災発生時に火災警報器から東京消防庁に自動通報することにより、迅速な救助及び消火活動を行います。

##### • 長寿社会総合対策（実態把握活動・広報啓発活動・保護活動の推進）〔警視庁〕

高齢者の安全を守るため、各種警察活動及び関係機関との連携による実態把握や、高齢者が被害者となりやすい犯罪・防犯対策に関する情報提供などを行うほか、関係機関との連携により保護活動を行います。

## 地域活動 10

問い合わせ先：府中市福祉保健部高齢者福祉課 電話 042(335)4470（直）

### 府中市 高齢者見守りネットワーク事業

府中市では、平成17年度から、「高齢者見守り支援ネットワーク」事業を実施しています。この事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、地域に住む民生委員、自治会、老人クラブ、商店、新聞配達員、医療機関、郵便局などが、連携協力して、地域全体で高齢者の生活をサポートしようとするものです。

多くの市民がネットワークに参加しやすくするため、誰が誰を見守るという役割をあえて決めず、それぞれの日常生活や日常業務の中で、さりげなく地域の高齢者を見守り、高齢者のいつもと違う様子や状況に気づいた時には、市内の11か所にある在宅介護支援センターに連絡し、センターの担当者が訪問などにより、高齢者の状況を確認することになっています。

この活動は、見守りネットワーク活動のポイントとなる、「きざし」「きづき」「さりげない見守り」「れんらく」のそれぞれの頭文字をとって「危機去れ」を合言葉に実施されています。

事業開始以降、着実に市内に浸透しており、金融機関の職員が、一人暮らしのAさんと見慣れない男女が一緒に来店し、暗証番号の話をしている不審な様子に気づいて、センターの職員に連絡をしたがありました。センターの職員がAさん宅を訪問し、状況を確認すると、世話代として金銭をだまし取っていたことがわかり、親族や関係機関などとの連携の結果、被害の拡大を防止できたなど、市民の連絡によって高齢者の生活の危機を早期に発見し、大事に至らずに済んだ事例なども報告されています。

